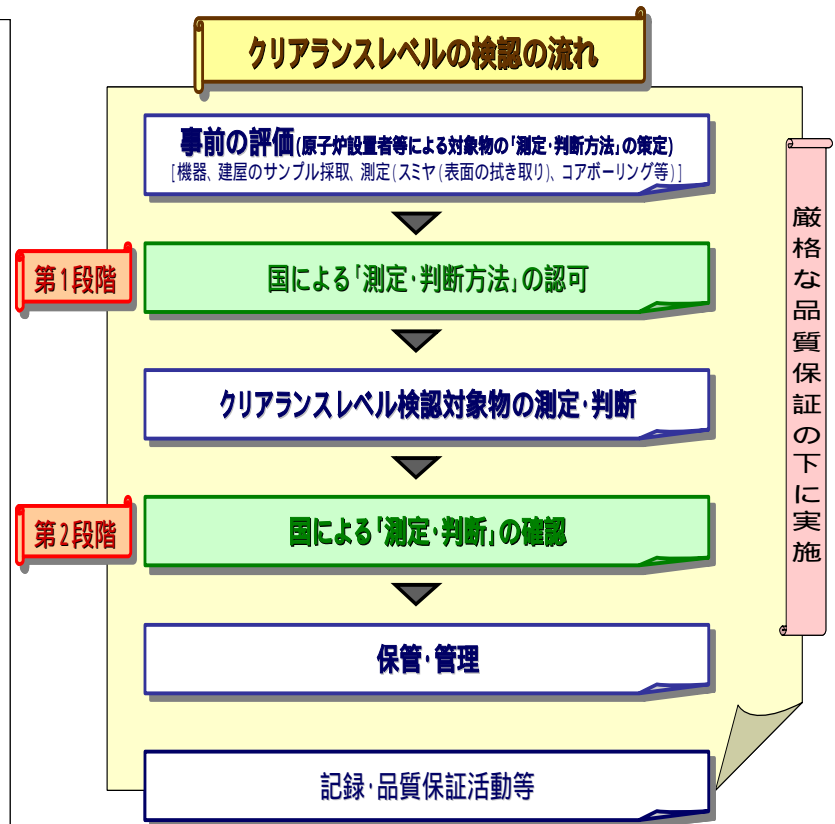
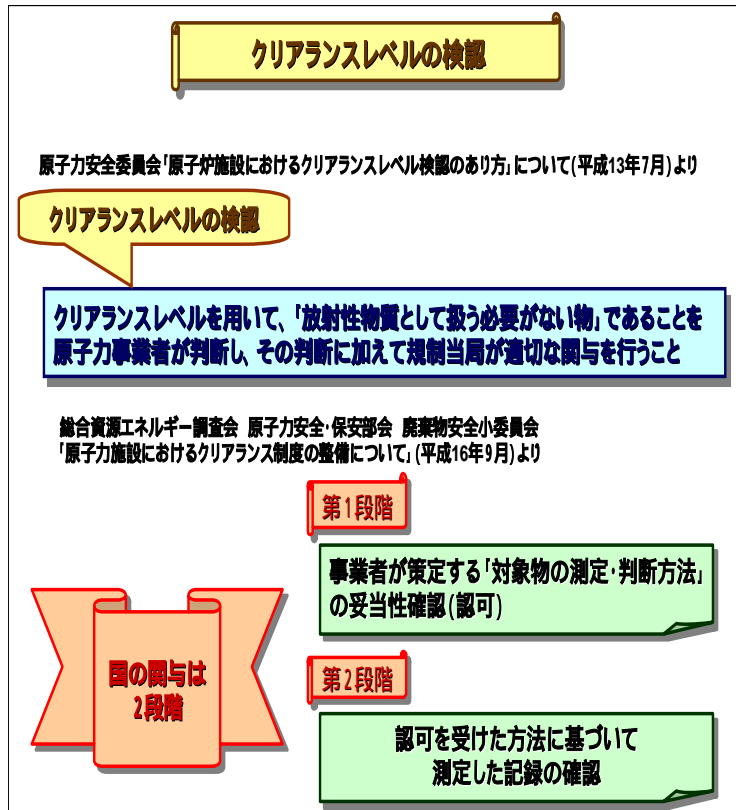


試験研究用原子炉施設等におけるクリアランス制度 に関する省令改正の概要について

平成18年1月24日
文部科学省 科学技術・学術政策局
原子力安全課 原子力規制室

クリアランスレベルの検認とその流れ



クリアランス制度に関する原子炉等規制法改正概要(1)

原子力施設から生ずる資材について「クリアランスレベル」(人の健康への影響を無視できる放射性核種の濃度)以下であることを国が確認する「クリアランス制度」を導入。

国の確認を受けた資材は、原子炉等規制法の規制から解放され、**通常の産業廃棄物又は有価物**として、廃棄物・リサイクル関係法令の規制を受けることとなる。

放射能濃度についての確認等(第六十一条の二)

- 第一項 クリアランスレベル及び確認申請に関する事項
- 第二項 認可申請に関する事項
- 第三項 確認を受けた物の扱いに関する事項



この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)その他の政令で定める法令の適用については、核燃料物質によつて汚染された物でないものとして取り扱うものとする。

- 第四項 JNESに確認を行わせることができる旨の記載
- 第五項 JNESの確認に関する事項
(第四項、第五項は経済産業省所管施設のみ)

} 試験研究用原子炉施設等は、直接文部科学省が確認を実施。

クリアランス制度に関する原子炉等規制法改正概要(2)

環境大臣との関係(第七十二条の二の二)

- 第一項 環境大臣は、廃棄物の適正な処理を確保するため特に必要があると認めるときは、認可・確認等に関し文部科学大臣等に意見を述べることができる。
- 第二項 文部科学大臣等は、認可・確認を行ったときは、遅滞なくその旨を環境大臣に連絡しなければならない
- 第三項 文部科学大臣等は、環境大臣に対し、確認を受けた廃棄物の処理に対し、必要な協力を求めることができる

罰則(第七十八条第八号の二、第七十九条)

核燃料物質等によって汚染された物を廃棄した場合と同様の措置

第五十八条第三項に基づき、核燃料物質等によって汚染された物の廃棄に違反があった場合は、主務大臣は、廃棄の停止その他保安のために必要な措置を命ずることができる。同条第三項の違反、第二項の違反については、それぞれ法第七十八条第八号の二、第七十九条で罰則を規定

クリアランスに関する文部科学省令概要(1)

概要

本年5月20日に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」が公布された。これに伴い、原子炉設置者等が工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質についての放射能濃度が、放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることについて、文部科学大臣の確認を受けた場合には、これらの物を一般資源として有効に再生利用し、又は廃棄物として処分を行なうことができる制度を導入したことを受け、同法を施行するため、「試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則」を制定。

クリアランスに関する文部科学省令概要(2)

第二条(放射能濃度の基準)

対象物が、放射線による障害の防止のための措置を必要としないものの基準として、別表に対象施設毎の放射性物質の種類毎の濃度を規定

放射性物質の種類が1種類の場合は、別表に掲げる放射能濃度
放射性物質の種類が2種類以上の場合は、その放射能濃度と別表の放射能濃度の基準との割合の和が1となるような放射能濃度

クリアランスに関する文部科学省令概要(2;別表関係)

別表第一欄(施設及び対象物)

【対象となる施設】

試験研究用原子炉施設

核燃料使用施設のうち、照射済燃料及び材料を取り扱う施設

【対象物】

金属くず(配管、タンク、ポンプ、熱交換器、弁、モーター、ダクト等の機器やその他の金属構造物)

コンクリート破片(建屋構造物、解体コンクリート)

ガラスくず(保温材のうち、ロックウール及びグラスウール)

クリアランスに関する文部科学省令概要(2;別表関係)

別表第二欄、第三欄(放射性物質及びそのクリアランスレベル)

放射性物質については、原子力安全委員会の示した評価対象核種を適用。

軽水炉・重水炉・高速炉	33核種
核燃料使用施設(照射済燃料及び材料を取り扱う施設)	49核種

評価対象核種のクリアランスレベルについては以下の通り。

基本的には、IAEAの安全指針RS-G-1.7の値

当該指針に数値のない核種(Ca-41, Ag-108m, Ba-133)については、当該指針の基礎となったIAEAの安全レポート(Safety Report Series No. 44)の値

さらに、上記IAEAの安全指針及び安全レポートに数値のない核種(Sn-119m, Sn-123, Pm-148m)については、原子力安全委員会のクリアランスレベル再評価報告書に記載された値

クリアランスに関する文部科学省令概要(3)

第三条(確認の申請)

前述の基準を超えないことの確認を受けるための申請の手続きについて規定

確認の申請では、放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の結果に関する事項の他、以下の事項等を記載した申請書を文部科学大臣に提出

- ・対象物の種類、数量及び重量。
- ・放射性物質の種類毎の放射能濃度等。
- ・あらかじめ認可を受けた測定及び評価の方法により測定及び評価が行われたことを示す記録 等

クリアランスに関する文部科学省令概要(4)

第四条(確認証の交付)

文部科学大臣は、次に掲げる事項を確認したときは、確認証を交付

- ・評価に用いる放射性物質の放射能濃度が第二条の基準を超えないこと。
- ・対象物の放射能濃度の測定及び評価の方法が認可を受けた方法で行われていること。

クリアランスに関する文部科学省令概要(5)

第五条(放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の申請)

放射能濃度の測定及び評価方法に関する認可を受けるための申請の手続きについて規定

認可の申請にあたっては、以下事項等を記載した申請書を文部科学大臣に提出

- ・対象物の種類、評価に用いる放射性物質の種類、放射能濃度の評価単位、放射能濃度を決定した方法。
- ・放射線測定装置の種類及び測定条件。
- ・対象物の管理方法。
- ・対象物の発生状況、材質、汚染の状況等及び推定量、放射能濃度の測定等に関すること、放射能濃度の測定及び評価のための品質保証に関すること等の書類を添付等。

クリアランスに関する文部科学省令概要(6)

第六条(認可の基準)

申請に係る放射能濃度の測定及び評価の方法の認可基準は以下のとおり

- ・評価に用いる放射性物質は、放射線量を評価する上で重要な放射性物質を選択すること。
- ・放射能濃度の評価単位は、適切な重量の単位により設定。
- ・放射性物質の放射能濃度を決定する場合には、放射線測定その他適切な方法を用いる。
- ・放射線測定器は、対象物の形状、材質等に応じ適切な装置を選択。また測定に当たっては第二条の基準以下であることを的確に判別できる測定条件を設定。
- ・対象物が、異物の混入又は放射性物質によって汚染されないよう適切に措置。

クリアランスに関する文部科学省令概要(7)

第七条(記録の保管)

放射能濃度についての確認又は測定及び評価方法の認可を受けた者は、対象物に係る事項等について記録し、対象物が工場等から搬出された後、10年間保管しなければならない。

- ・放射能濃度確認対象物の種類、発生日時及び場所
- ・測定評価単位ごとの重量
- ・測定評価対象放射性物質の放射能濃度
- ・放射能濃度の決定に当たり、放射性物質の組成比を用いる場合は、組成比の測定を行った結果
- ・放射能濃度の決定に当たり、計算によって放射能濃度を算出した場合は、その計算条件及び計算の結果
- ・放射能濃度の決定に当たり、放射能濃度確認対象物について放射性物質による汚染の除去を行った場合は、汚染の除去を行った後の放射能濃度を測定した結果
- ・放射性物質の放射能濃度の測定に用いた放射線測定装置及び測定条件
- ・放射線測定装置の点検及び校正の結果
- ・放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法

クリアランス制度の法体系の概要

